

TVサービスコンテンツ ご利用規約

第1条（総則）

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定める有料放送役務契約約款（以下「放送約款」といいます。）及びF T T Hサービス契約約款（以下「F T T H約款」といいます。また、放送約款及びF T T H約款を併せて「約款等」といいます。）並びにこの「TV サービスコンテンツご利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、放送約款で定める TV サービスに関する附帯サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本規約の規定が約款等の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款等の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款等で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次に定めるとおりとします。

（1）TVサービス用端末設備貸出サービス

当社からTVサービスの提供を受けるために必要となる端末設備をお客様（第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同じとします。）に貸与するサービス

第4条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

（1）当社と申込者との間において放送約款に定めるTV契約（以下「TV契約」といいます。）が締結されていない場合

（2）第1項に基づく本サービスの利用申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合

（3）申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合

（4）過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合

(5) その他、本サービスの提供に支障を生じる虞があると当社が判断する場合

第5条 (パスワード)

当社は、お客様に対し、前条第2項に基づく承諾後速やかに、本サービスの提供を受けるために必要となるパスワード(以下、単に「パスワード」といいます。)を、第4条第1項に基づくサービスの利用申込みにおいてお客様が指定した住所宛に郵送することにより通知します。

2. お客様は、善良な管理者の注意をもってパスワードを使用及び保管するものとし、パスワードの使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、当社は、その責任を一切負わないものとします。

第6条 (TVサービス用端末設備貸出サービス)

当社は、放送約款及び別紙「TVサービス用端末設備に関する契約条項」に基づき、第3条第1項(1)で定めるTVサービス用端末設備貸出サービス(以下「本TVサービス用端末設備貸出サービス」といいます。)をお客様((TV契約(放送約款の料金表に規定するタイプIカテゴリⅢの提供に係るTV契約に限ります。))を締結しているお客様(F T T H契約を締結していないお客様に限ります。))に限ります。))に提供します。

第7条 (禁止行為)

お客様は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者のパスワード、暗証番号等を不正に使用して本サービスを利用する行為
- (2) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (3) 本サービスの提供に支障を来し、又はその虞がある行為
- (4) 前各号に定めるほか、当社又は第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又はその虞がある行為
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はその虞がある行為
- (6) その他、当社が別途指定する行為

第8条 (一時中断)

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時中断することがあります。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生し又は保守点検若しくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災及びその他不可効力により本サービスを提供ができない場合
- (3) 指定サービスの提供が中断した場合
- (4) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前にお客様に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

第9条（提供停止）

当社は、お客様が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- （1）本サービスの利用申込みにあたり当社に虚偽の内容を申告したことが判明した場合。
- （2）F T T H指定サービスの料金又はその他の当社に対する金銭債務を支払期日までに支払わない場合。
- （3）お客様の責めに帰すべき事由により TV サービス又はF T T H指定サービスの全部若しくは一部の提供を停止した場合。
- （4）約款等又は本規約の規定に違反した場合。
- （5）その他、当社の業務遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はその虞がある行為をした場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当社が適当と判断する方法で事前にお客様に通知します。但し、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 前二項の規定は、当社が第10条に基づき直ちに利用契約を解除することを妨げるものではありません。

第10条（利用契約の終了）

当社は、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反し又は第9条第1項各号に該当したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用規約を解除することができるものとします。

2 お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別に定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

3 TV 契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。

第11条（譲渡禁止）

お客様は、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第12条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第13条（その他）

本規約に定めなき事項は、約款等の規定を準用します。

第14条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

別紙

TVサービス用端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. TVサービス用端末設備の貸出

- (1) 当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のTV契約につき、1の当社が別途指定するTVサービス用端末設備を有償で貸与します。
- (2) お客様は、前記(1)に基づきTVサービス用端末設備の貸与を受けたときは、当該TVサービスの開通日から起算して当該TV契約の解除があった日の前日までの期間、暦月に従い1ヶ月間の当該TVサービス用端末設備の使用料として1,000円(税込額1,080円)を当社に支払うものとします。
- (3) 前記(2)に基づく当該TVサービスの開通日または当該TV契約の解除があった日の前日の属する月の当該TVサービス用端末設備に係る使用料については、その利用日数に応じて日割します。但し、当該TVサービスの開通日と当該TV契約の解除があった日の前日が同一の料金月である場合は、日割計算を行わず1ヶ月分の額とします。
- (4) 使用料の支払条件については、本規約で別段の定めがない限り、放送約款の料金表通則及びその他の規定を準用します。

2. TVサービス用端末設備1の設置及び撤去等

- (1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するTVサービス用端末設備1(当社が当社の責任と費用負担で設置するTVサービス用端末設備以外のTVサービス用端末設備をいいます。以下同じとします。)を、お客様が利用契約で指定した設置場所(但し、TVサービスの提供を受けられることができる場所に限り、ます。)に発送し、その発送した日からお客様に対する当該TVサービス用端末設備1の貸与が開始されるものとします。
- (2) お客様は、お客様の責任と費用負担で、TVサービス用端末設備1の設置、接続、設定、移設及び撤去並びに運用及び保守等を行うものとし、TVサービス用端末設備1と放送約款に規定する端末設備(セットトップボックスに限り、ます。)とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3) TVサービス用端末設備1と放送約款に規定する端末設備(セットトップボックスに限り、ます。)との接続に必要な物品等及びTVサービス用端末設備1を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4) 当社はお客様に対して、貸与開始においてTVサービス用端末設備1が正常な機能を備えていることのみを担保し、TVサービス用端末設備1の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. TVサービス用端末設備2の設置等

- (1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するTVサービス用端末設備2(TVサービス用端末設備1以外のTVサービス用端末設備をいいます。以下同じとします。)を、お客様が利用契約で指定した設置場所(但し、TVサービスの提供を受けられることができる場所に限り、ます。)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該TVサービス用端末設備2の貸与が開始されるものとします。

- (2) お客様は、当社が前記(1)に基づき設置を行う場合は、当社がTVサービス用端末設備2の設置された建物内にTVサービス用端末設備2の設置を行うために立ち入ることを了解いただきます。
- (3) お客様は、お客様の責任と費用負担で、TVサービス用端末設備2の運用及び保守等を行うものとし、TVサービス用端末設備2とTVサービス用端末設備1とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとし、
- (4) TVサービス用端末設備2とTVサービス用端末設備1との接続に必要となる物品等及びTVサービス用端末設備2を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとし、
- (5) 当社はお客様に対して、貸与開始においてTVサービス用端末設備2が正常な機能を備えていることを担保し、TVサービス用端末設備2の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

4. TVサービス用端末設備の使用及び保管等

- (1) お客様は、TVサービス用端末設備を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとし、
- (2) お客様は、TVサービス用端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、TVサービス用端末設備を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該TVサービス用端末設備の設置場所以外の場所に移転してはならないものとし、また、お客様は、TVサービスを利用する目的以外にTVサービス用端末設備を使用してはならないものとし、
- (3) お客様は、TVサービス用端末設備1に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なTVサービス用端末設備1(以下「代品」といいます。)を提供し、お客様は、代品を受領後速やかに、お客様の費用と責任により代品1の設置及び設定を行い、故障、毀損等の生じたTVサービス用端末設備1を当社が指定する場所に送付するものとし、
- (4) お客様は、TVサービス用端末設備2に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なTVサービス用端末設備2を設置します。
- (5) 前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりTVサービス用端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表1「TVサービス用端末設備購入代金相当額」に定める額を請求できるものとし、

5. TVサービス用端末設備1の返還等

- (1) TV契約が終了した場合、お客様は、お客様の責任と費用負担により、TVサービス用端末設備1を原状に復したうえで当社が別途指定する期限までに当社が別途指定する場所に送付することにより返還するものとし、
- (2) 前記(1)に基づくTVサービス用端末設備1の返還については、当社が別に定める場合を除き、お客様の責任と費用負担で行うものとし、
- (3) 前記(1)で定める期限までにTVサービス用端末設備1が返還されない場合、当社は、お客様に対し、

別表2「違約金」に定める額を請求することができるものとします。

(4) お客様が当該TVサービス用端末設備1を返還する際にお客様の私物(LANカード、電源アダプタ、ノートPC、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「お客様私物」と言います。)が同梱された場合であって、当社からその旨を通知後30日以内にお客様からお客様私物の返却を求める旨の通知等がないときには、当社は、お客様私物を廃棄できるものとします。

6. TVサービス用端末設備2の返還等

(1) TV契約が終了した場合、当社は、TVサービス用端末設備2を撤去します。

(2) お客様は、当社が前記(1)に基づき撤去を行う場合は、当社がTVサービス用端末設備2の設置された建物内にTVサービス用端末設備2の撤去を行うために立ち入ることを了解いただきます。

7. 責任の範囲

(1) 当社は、当社の責めに帰すべき事由に基づくTVサービス用端末設備の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、当該TVサービス用端末設備に係る1ヶ月分の使用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(2) 当社は、TVサービス用端末設備の修理等にあたって当社の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、当該TVサービス用端末設備の1ヶ月分の使用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(3) 前二項の場合において、当社は、当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

(4) 当社は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりTVサービス用端末設備を全く使用することができない状態(TVサービス用端末設備を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該TVサービス用端末設備に係る使用料を要しないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により、TVサービス用端末設備を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する当該TVサービス用端末設備に係る使用料の支払いを要しないものとします。

別表 1

TVサービス用端末設備購入代金相当額

1 端末ごとに

本設備の種別	TVサービス用端末設備購入代金相当額
TVサービス用端末設備 1	税抜額 8,500円 (税込額 9,180円)
TVサービス用端末設備 2	税抜額 14,000円 (税込額 15,120円)

別表 2

違約金

1 端末ごとに

本設備の種別	利用期間	TVサービス用端末設備購入代金相当額
TVサービス用端末設備 1	～13ヶ月未満	税抜額 8,500円 (税込額 9,180円)
	13ヶ月～25ヶ月未満	税抜額 5,200円 (税込額 5,616円)
	25ヶ月～37ヶ月未満	税抜額 1,800円 (税込額 1,944円)
	37ヶ月以上	税抜額 1,000円 (税込額 1,080円)

附則

- 本改正規約は 2004 年 2 月 4 日より適用します。
- 本改正規約は 2004 年 7 月 1 日より適用します。
- 本改正規約は 2004 年 8 月 1 日より適用します。
- 本改正規約は 2005 年 4 月 1 日より適用します。
- 本改正規約は 2005 年 6 月 1 日より適用します。
- 本改正規約は 2006 年 6 月 1 日より適用します。
- 本改正規約は 2007 年 11 月 12 日より適用します。
- 本改正規約は 2011 年 5 月 31 日より適用します。
- 本改正規約は 2011 年 8 月 1 日より適用します。
- 本改正規約は 2016 年 10 月 1 日より適用します。